

様式第 6（第 10 条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所（〒 - ）

（注 1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注 2）

設備 I D（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注 3）	☐ 運転開始前 ☐ 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注 4） _____

認定計画情報（注5）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 （注6）			☐ 有 ☐ 無			
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号 （注7）（注8）			☐ 有 ☐ 無			
氏法人の代表者 （注8）	役職		☐ 有 ☐ 無			
	氏名					
法人の役員氏名 （注8）	役職		☐ 有 ☐ 無			
	氏名					
	役職		☐ 有 ☐ 無			
	氏名					
	役職		☐ 有 ☐ 無			
	氏名					
事業者の住所 （注8）		（〒 - ）	☐ 有 ☐ 無	（〒 - ）		
保守点検責任者 （注9）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（ ） - 法人番号（法人の場合）：	☐ 有 ☐ 無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（ ） - 法人番号（法人の場合）：		
添付書類	書類の種類	添付の有無	変更後書類名		変更理由	備考
	①印鑑証明書（注10）	☐ 有 ☐ 無				
	②事業実施体制図	☐ 有 ☐ 無				
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注3）	☐ 有 ☐ 無				
	④その他（注11）	☐ 有 ☐ 無				

（注1） 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又

- は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、密接関係者を変更する場合は、変更前に様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。
- (注7) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注8) 様式第3、様式第3の2、様式第4、様式第4の2又は様式第5の2による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第3、様式第3の2、様式第4、様式第4の2又は様式第5の2により申請すること。また、密接関係者を変更する場合は、様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第4の2により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
- (注9) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。
- (注10) 公的機関の発行する書類については、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注11) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。
認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。